

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止、 業務の移管等について

平成23年4月27日に公布された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年法律第26号)に基づき、平成23年10月1日に当機構は廃止され、当機構の職業能力開発業務と雇用促進住宅の譲渡等業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(現在の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から名称変更)へ、勤労者財産形成業務の一部と雇用促進融資業務は独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移管されることとなります。また、廃止時において、雇用管理・助成金業務は国(都道府県労働局)へ移管されることとなります。

これに伴い、私ども新潟センターは、施設の機能維持を前提とする受入条件が整う都道府県に移管される場合を除き、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟センター」として、引き続き、地域における雇用のセーフティネットとしての職業訓練や高度なものづくり訓練の実施等を担っていくこととなります。

当施設のほかに県内には当機構の公共職業能力開発施設として、新潟職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ新潟)があり、この施設も同様に、都道府県に移管される場合を除き、高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設として、引き続き、地域における雇用のセーフティネットとしての職業訓練や高度なものづくり訓練の実施等を担っていくこととなります。

東日本大震災の影響も含め、厳しい雇用失業情勢が続く中、地域における雇用のセーフティネットとしての職業訓練や高度なものづくり訓練の実施等を担う組織として、今後とも積極的に取り組んでいく所存ですので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

平成23年6月3日

独立行政法人雇用・能力開発機構
新潟センター
統括所長 横田 昭

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止と業務の移管のお知らせ

本日（平成23年4月27日）、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年法律第26号）が公布され、独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日をもって廃止されることとなりました。

当機構の主な業務・施設は、平成23年10月1日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から名称変更）、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び国に、次のとおり移管されますので、お知らせいたします。

業務・施設	移管先
職業能力開発総合大学校	高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校附属短期大学校 (ポリテクカレッジ)	高齢・障害・求職者雇用支援機構 (都道府県が希望し受入条件が整う場合、平成26年3月31日までの間、都道府県に移管))
職業能力開発促進センター (ポリテクセンター)	
雇用促進住宅	高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用管理・助成金業務	国（都道府県労働局）
勤労者財産形成促進業務 ※財形教育融資は廃止	勤労者退職金共済機構
雇用促進融資業務	勤労者退職金共済機構